

## 第七六回

### 参第四号

#### 昭和五十年分の所得税の臨時特例に関する法律（案）

##### （寡婦等の定義の特例）

第一条 昭和五十年分の所得税についての所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条の規定の適用については、同条第一項第三十一号口中「三百万円」とあるのは「六百万円」と、同項第三十二号中「四十六万円」とあるのは「七十六万円」と、同項第三十三号口中「二十万円」とあるのは「五十万円」と、同号八中「十万円」とあるのは「二十五万円」とする。

##### （給与所得控除額の特例）

第二条 昭和五十年分の所得税についての所得税法第二十八条第三項の規定の適用については、同項第四号中「合計額」とあるのは、「合計額（当該合計額が百九十万円を超える場合には、百九十万円）」とする。

##### （所得税の額の特例）

第三条 居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、非居住者（同項第五号に規定する非居住者をいう。）のうち、昭和五十年分の所得税につき同法第三編第二章第二節の規定の適用を受けるものを含む。次項において同じ。）で、同年分の同法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下「合計課税所得金額」という。）が千万円以下であるもの（主たる所得者（同法第九十六条第三号に規定する主たる所得者をいう。以下同じ。）については同法第九十八条第一項第一号に規定する課税総所得金額と同法第八十九条第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円以下であるものとし、合算対象世帯員（同法第九十六条第四号に規定する合算対象世帯員をいう。以下同じ。）については同法第九十八条第二項第二号口に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円以下であるものとする。）に対する同年分の所得税についての同法第八十九条又は第百六十五条の規定の適用については、同法第九十八条第一項第二号口の場合を除き、同法第八十九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額から三万円（居住者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にはその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千円を加算して得た金額とし、当該合計額が三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該合計額とする。）を控除した金額」とする。

2 居住者で、昭和五十年分の合計課税所得金額が千万円を超えるもの（主たる所得者については所得税法第九十八条第一項第一号に規定する課税総所得金額と同法第八十九条第二項に規定する課税退職所得金額及び課税山林所得金額との合計額が千万円を超えるものとし、合算対象世帯員については同法第九十八条第二項第二号口に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額が千万円を超えるものとし

る。)に対する同年分の所得税についての同法第八十九条又は第百六十五条の規定の適用については、同法第八十九条第一項中「合計額」とあるのは、「合計額に、当該合計額のうち、当該合計課税所得金額のうち千万円を超える部分に係る所得税の額として政令で定めるところにより計算した金額の十分の一に相当する金額を加算した金額」とする。

(給与等に係る徴収税額の特例)

第四条 居住者(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいい、昭和四十九年分の合計課税所得金額が千万円を超える者を除く。)に対し昭和五十年十一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき給与等(同法第八十三条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。)に対する同法第八十五条の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 所得税法第八十五条第一項第一号イから二までの規定中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から一万五千元(当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第百九十四条第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。)の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき七千五百円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が一万五千元又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額)を控除した金額」とする。

二 所得税法第八十五条第一項第一号ホ及びヘ中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から五百円(当該申告書に控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第百九十四条第一項第五号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。)の記載がある場合には当該記載に係る控除対象配偶者又は扶養親族一人につき二百五十円を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が五百円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額)を控除した金額」とする。

三 所得税法第八十五条第一項第三号中「掲げる税額」とあるのは、「掲げる税額から千七百円(当該掲げる税額が千七百円に満たない場合には当該掲げる税額)を控除した金額」とする。

(年末調整の特例)

第五条 昭和五十年中に支払うべき給与等に対する所得税法第九十条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「第二号に掲げる税額」とあるのは「第二号に掲げる金額」と、同条第二号中「掲げる税額」とあるのは「掲げる税額から三万円(居住者が控除対象配偶者又は扶養親族(二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、第百九十四条第一項第五号(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する控除対象配偶者又は扶養親族。以下この号において同じ。)を有する場合にはその控除対象配偶者又は扶養親族一人につき一万五千元を加算して得た金額とし、当該掲げる税額が

三万円又は当該加算して得た金額に満たない場合には当該掲げる税額とする。)を控除した金額」とする。

2 昭和五十年分の所得税についての所得税法別表第七の付表の適用については、同付表中

「	給与等の金額に 90%を乗じて算出 した金額から 1,050,000 円を控 除した金額	7,950,000 円	
	10,000,000		10,000,000 円
	6,000,000		
」			

とあるのは、

「	給与等の金額に 90%を乗じて算出 した金額から 1,050,000 円を控 除した金額	給与等の金額か ら 1,900,000 円 を控除した金額	8,100,000 円
	8,500,000	10,000,000	10,000,000 円
	6,000,000	8,500,000	
」			

とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行する。

(年末調整に関する経過措置)

第二条 第五条の規定は、昭和五十年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

(施行日前に死亡をした者等に係る更正の請求)

第三条 施行日前に昭和五十年分の所得税につき所得税法第二百五条又は第二百二十七条(これらの規定を同法第百六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び同日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき同日前に同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につきこの法律の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項(所得税法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十三号)附則第六条第一項の規定により更正の請求をすることができる事項を除く。)について、昭和五十一年十月三十一日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、所得税法第一百五十九条第二項(同法第百六十八条において準用す

る場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同項の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項の規定による充当(以下「充当」という。)をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

## 理 由

最近における国民生活の実情と租税負担の現状にかんがみ、昭和五十年分の所得税について、中小所得者に対する世帯構成に応じた税額控除方式による減税、高額所得者に対する税額の引上げ、給与所得控除の最高限度額の設定等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行により歳入減となる見込額  
この法律施行により歳入減となる額は、約八千億円の見込みである。